

## 高知大学医学部ヒトE S細胞倫理委員会規則

平成 18 年 1 月 17 日

制定

### (設置)

第 1 条 高知大学医学部(以下「医学部」という。)に、高知大学医学部ヒトE S細胞倫理委員会(以下「ヒトE S細胞倫理委員会」という。)を置く。

### (職務)

第 2 条 ヒトE S細胞倫理委員会は、医学部に所属する者(以下「研究者」という。)が、ヒトE S細胞を使用する研究(以下「ヒトE S細胞研究」という。)を実施する場合、「ヒトE S細胞の樹立及び使用に関する指針」(平成 13 年 9 月 25 日文科科学省告示第 155 号)に基づき、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な事項を処理する。

- (1) ヒトE S細胞研究に関する基本的事項に関すること。
- (2) 研究者から申請のあったヒトE S細胞研究の実施計画の審査に関すること。
- (3) 承認済実施計画の技術的・倫理的事項並びに当該実施計画の進捗状況に関すること。
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
- (5) その他ヒトE S細胞研究に関すること。

### (組織)

第 3 条 ヒトE S細胞倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学を専門とする者 5 名以上
- (2) 生物学を専門とする者 1 名以上
- (3) 法律を専門とする者 1 名以上
- (4) 生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者 1 名以上
- (5) 一般の立場に立って意見を述べられる者 1 名以上
- (6) その他委員会が必要と認める者

2 前項に規定する委員のうち、男性及び女性は各々 2 名以上とする。

3 第 1 項に規定する委員には、高知大学の関係者以外の者(以下「外部委員」という。)が 2 名以上含まれているものとする。

4 第 1 項に規定する委員は、学部長が委嘱する。

5 第 1 項に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 4 条 ヒトE S細胞倫理委員会に委員長を置き、ヒトE S細胞倫理委員会委員の互選によって選出する。

2 委員長は、ヒトE S細胞倫理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

( 議事 )

第 5 条 ヒト E S 細胞倫理委員会は，外部委員が 1 名以上出席し，かつ，委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ，会議を開くことができない。

2 委員は，自己の申請に係る審査に加わることができない。

3 議決は，出席委員の 4 分の 3 以上の合意によるものとする。

( 意見の聴取 )

第 6 条 ヒト E S 細胞倫理委員会が必要と認めたときは，ヒト E S 細胞倫理委員会に委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

( 委員の守秘義務 )

第 7 条 委員は，職務上知り得た情報を正当な理由無く漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

( 委員会記録の保存 )

第 8 条 委員会における審議の経過及び判定結果の記録は，10 年間保存するものとする。

( 公開 )

第 9 条 委員会の構成，組織及び運営並びに議事要旨は公開するものとする。

ただし，個人情報の保護，知的財産権の保護または研究の独創性の保護に支障が生じるおそれのある部分は，委員会の議を経て非公開とすることができる。

( 庶務 )

第 10 条 ヒト E S 細胞倫理委員会の庶務は，医学部・病院事務部総務管理課において処理する。

( 雑則 )

第 11 条 この規則に定めるもののほか，ヒト E S 細胞を使用する研究に関し必要な事項は，ヒト E S 細胞倫理委員会において別に定める。

附 則

1 この規則は，平成 18 年 1 月 17 日から施行する。

2 この規則施行後，最初に選出された第 3 条第 1 項の委員の任期は，第 3 条第 5 項の規定にかかわらず，平成 20 年 3 月 31 日までとする。